

○鑑定嘱託の取扱いについて

令和6年11月5日

道本鑑第2393号（研合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て警察本部の鑑識課若しくは科学捜査研究所又は方面本部の鑑識課（以下「鑑識課等」と総称する。）に鑑定を嘱託する場合の取扱いについては、これまで「鑑定嘱託の取扱いについて」（平25. 8. 19道本鑑第1296号。以下「旧通達」という。）に基づいて運用してきたところであるが、犯罪捜査規範の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第1号）が制定されたことなどから、所要の見直しを行い、次のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 鑑定嘱託書の様式

鑑識課等に鑑定を嘱託する場合は、鑑定嘱託書（別記第1号様式）を作成するものとする。ただし、別に定めのある場合については、この限りでない。

2 鑑定嘱託の方法

(1) 鑑定を嘱託する場合は、事前に鑑識課等の鑑定担当者と鑑定年月日、鑑定事項、鑑定資料、資料の搬送方法、必要書類等の連絡、打合せを必ず行い、鑑定嘱託書に必要な事項を記載の上、鑑定を必要とする資料とともに、鑑識課等に送付すること。

(2) 鑑定嘱託書の嘱託者名は、原則として鑑定を嘱託する所属（以下「嘱託所属」という。）の所属長名で行うものとする。ただし、警察署において定型的な鑑定の嘱託をする場合については、副署長又は犯罪捜査を担当する警視の階級にある者が、これを行えるものとする。また宛名については、警察本部長（方面本部の鑑識課に鑑定を嘱託する場合にあっては、当該方面本部長）とする。

3 嘱託所属の属する警察本部又は方面本部の鑑識課等で鑑定を行うことができない場合の措置

(1) 嘱託所属の属する警察本部又は方面本部の鑑識課等において鑑定を行うことができない場合は、嘱託所属から直接、鑑定先の鑑識課等に鑑定を嘱託するものとする。

(2) 鑑識課等において鑑定を受託後、鑑定担当者の不在、鑑定機器の故障、その他特別の事情がある場合であって、急を要し、他の方面の鑑識課等に鑑定を依頼する必要があるときは、鑑定の実施依頼について（別記第2号様式）を作成し、これに送付を受けた鑑定嘱託書を添付して変更先の鑑識課等に鑑定を依頼すること。この場合において、鑑定を依頼した鑑識課等にあっては、当該鑑定嘱託書の写しを保管し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

※別記様式は省略